

厚木市消防関係手数料条例の制定について

1 目的

現在、消防関係の手続きに係る手数料については、厚木市手数料条例で規定していますが、本条例は、消防関係の事務が約3割を占めているほか、諸証明、写しの交付及び閲覧に関する事務など本市が取り扱う多岐にわたる事務に係る手数料を規定しています。

今般、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、消防関係の手数料が一部改正され、本条例を改正する必要性が生じたことから、これを契機に、現行条例も含め閲覧しやすい条例とするため、新たに消防に関する規定のみをまとめた厚木市消防関係手数料条例を制定します。

2 概要

厚木市手数料条例で規定している次の事務を独立させ、新たに厚木市消防関係手数料条例を制定します。

- (1) 消防法に関する事務
- (2) 厚木市火災予防条例に関する事務

3 「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正の内容

直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動に加え、1件あたりの審査時間の増加に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に係る手数料について改正されました。

なお、本市に該当している施設はありません。

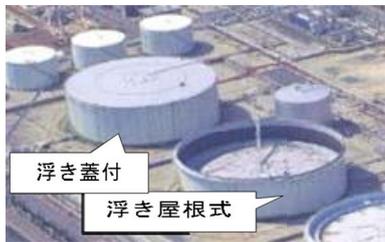
改正内容

(単位：円)

事務名	改正前	改正後
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,180,000	1,450,000
同 貯蔵最大数量 5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,410,000	1,720,000
同 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,590,000	1,920,000
同 貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,950,000	2,360,000
同 貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,270,000	2,740,000
同 貯蔵最大数量 200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,550,000	5,640,000
同 貯蔵最大数量 300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,820,000	7,240,000
同 貯蔵最大数量 400,000kl 以上	7,070,000	8,790,000

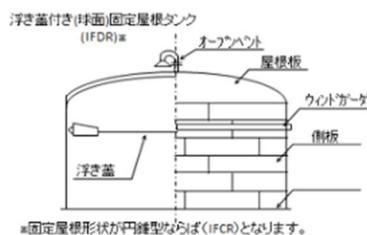
【浮き屋根式屋外タンク貯蔵所】

屋根が貯蔵物液面に浮いており、液面とともに上下するタンク



【浮き蓋付特定屋外タンク】

固定屋根式タンクの内部に浮き蓋を浮かべる構造



4 施行日

令和6年4月1日

5 条例制定のスケジュール

- (1) 経営戦略調整会議（令和6年1月12日）
- (2) 経営戦略会議（令和6年1月22日）
- (3) 例規審査会（1月29日）
- (4) 2月定例会に提案
- (5) 施行日（令和6年4月1日）

6 市民参加手続

制定する条例が既存の条例の一部を移行すること及び国から示された手数料算定の考え方にに基づき変更することから、厚木市市民参加条例第6条第7項第4号「事務又は事務の性質上、市民参加の手続を実施する必要のないもの」に該当するため、市民参加手続は省略します。

7 他自治体の事例

川崎市（川崎市消防手数料条例）

鎌倉市（鎌倉市火災予防条例）

千葉市（千葉市消防関係手数料条例）

さいたま市（さいたま市消防関係手数料条例） など。

※神奈川県内では二自治体のみ消防関係の手数料を単独で定めています。